

「新型コロナウイルス緊急事態措置」が発令されました。

新型コロナウイルス緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受け、全ての都道府県が一体になり改めて対策を強化することが求められています。

長野県では、感染が拡大した地域からの人の移動によって感染拡大の傾向が続いています。今後、大型連休において長野県への人の移動が起これば、地域内でのまん延が急速に進む恐れがあります。こうした「人の移動による感染拡大」は、長野県のみならず、全国的な感染拡大につながるリスクがあり、感染を防止するために移動しないことが、今、最も求められています。

5月6日までの間、二つの取組について要請の強化がされています。徹底した外出自粛の要請をします。

人との接触を8割減らしてください。

生活の維持に必要な外出 例えば、食料品の買い物、医療機関への通院、必要最小限度の職場への通勤、健康維持に必要な散歩などを除き外出をしないことを要請します。

「家にいる」ことが、大切なご家族やご自身の健康を守る最善の選択肢です。

県域をまたいだ移動の自粛の要請します。

県域をまたいだ移動することは、大型連休期間中を含め、基本的には行わないでください。

また、今までもお願いしてきた感染防止についても引き続き徹底をお願いします。

風邪の症状があれば自宅にとどまってください。

初期の症状は、風邪と見分けが付きません。不安になる気持ちはあると思いますが、定期的な検温、健康観察をおこない、自宅にとどまってください。

その理由は医療機関での感染を出さないためです。

病院などの医療機関で感染が発生すれば、医師、看護師など病院で働く人も巻き込むことになり、必要な医療を提供できない状態になります。症状がある場合は、保健所やかかりつけの医者に相談し、指定された医療機関を受診してください。

相談受付は FAX でも可能です。県ホームページ「電話での相談が難しい方に向けた相談窓口」に相談様式を用意しております。FAX 番号は026-403-0320です。

もう一つは、感染リスクが高い場所への出入りを避けてください。密閉・密集・密接を避ける行動を徹底してください。

最後に、県民一丸となって、この厳しい局面を乗り越えましょう。